

## 第 11 号議案

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)の一部改正に伴い規定を整備する必要があり、及び本市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年豊後大野市条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 12 第 2 項第 1 号、第 115 条の 12 の 2 第 1 項各号並びに第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、その運営について、暴力団関係者（豊後大野市暴力団排除条例（平成 23 年豊後大野市条例第 9 号）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けていない法人とする。

（基準）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、法第 115 条の 12 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。）に定める基準の例による。

（記録の整備）

第 5 条 前条の規定によりその例によることとされる基準省令第 40 条第 2 項、第 63 条第 2 項及び第 84 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。